# 北海道公報

政 局 文 書 課電話 011-204-5035 FAX 011 - 232 - 1385

目 ページ 示 ○土地改良区の役員の就仟及び退仟の届出 (農業施設管理課) ○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可 (農業施設管理課) 23 ○知事権限に係る保安林の指定 (治山課) ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定 (治山課) ○道路の供用の開始------(維持管理防災課) ○特定調達契約に係る入札の公告 (建設管理課) ○水防法による洪水浸水想定区域の指定 (維持管理防災課) ○北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合の令和2年度決算の要旨 総合振興局告示及び振興局告示 ○特定調達契約に係る入札の公告(2件)------31 道教育庁教育局告示 示

## 北海道告示第489号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、伊達土地改良区から、 次のとおり役員の退任の届出があった。

令和3年7月9日

北海道知事 鈴 木 直 道 所

退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住

令和 3. 6. 7 監 事 二階堂 幸 史 伊達市乾町13番地

## 北海道告示第490号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、富良野土地改良区 が管理する江幌ダムに係る管理規程の変更を認可した。

令和3年7月9日

北海道知事 鈴 木 直 道

認可した管理規程の概要

江幌ダムの維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

## 北海道告示第491号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、道営土地改良(川西西 2地区(農業用用排水施設、区画整理、客土、暗渠排水、除礫))事業の土地改良事業変更 計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、令和3年7月12日から20日間、一 般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海 道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海 道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。)を被告として、当該計画の 変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年7月9日

北海道知事 鈴 木 直 道

# 北海道告示第492号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定 める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和3年7月9日

北海道知事 鈴 木 直 道

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船ほくと上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和3年9月6日から同年10月15日まで

- (4) 履行場所造船所
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 造船所内に総トン数200トン型船舶(軽合金船)を入渠できる引揚船台等の設備を有していること。
- (5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな ければならない。

- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階1号会議 室(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課)
- (2) 入 札 日 時 令和3年8月20日(金)午前10時(送付による場合は、同月 18日(水)午後5時までに必着)
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を 講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、 次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5486
- 11 Summary
  - A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKUTO Repair Service 1 set
- B Bid tendering date and time: 10:00 A.M., August 20, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., August 18, 2021)
- C Contact: Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone: 011-204-5486

# 北海道告示第493号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和3年7月9日

北海道知事 鈴 木 直 道

- 1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字高丘609の3 (次の図に示す部分に限る。)、 375の19、503の3、609の4から609の7まで、609の9、609の12
- 2 指 定 の 目 的 水源の瀬養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字高丘375の19・503の3・609の3から609の7まで(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)、609の9、609の12

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振 興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 北海道告示第494号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定による通知があった。

令和3年7月9日

北海道知事 鈴 木 直 道

- 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡占冠村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部 林務局治山課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第495号

水防法(昭和24年法律第193号)第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

令和3年7月9日

北海道知事 鈴 木 直 道

 水系名
 河川名
 水
 防
 警
 報
 区

 点
 左
 世
 左
 世
 左

遠別川 遠別川 天塩郡遠別町字共栄509番 1 地先 天塩郡遠別町字共栄509番 1 地先 の第二共栄橋上流0.8kmから の第二共栄橋上流0.8kmから

海まで海まで

## 北海道告示第496号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館 建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年7月9日

北海道知事 鈴 木 直 道

路線名供用開始の区間供用開始の期日道道石崎松前線檜山郡上ノ国町字早川430番1地先(河川敷地)から令和3年7月12日同郡上ノ国町字早川436番1地先まで

## 北海道告示第497号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和3年7月9日

北海道知事 鈴 木 直 道

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

令和3年度(2021年度)工事施工情報共有システム端末機器(パーソナルコンピュータ)の賃貸借 一式(1月当たりの単価) 80台分

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 令和3年11月1日から令和9年10月31日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要 する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、こ の契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな ければならない。

ウ 申請書類の提出先郵便番号 060-8588札幌市中央区北3条西6丁目北海道本庁舎10階

北海道建設部建設政策局建設管理課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所 北海道建設部建設政策局建設管理課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎10階建設部A 会議室(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央 区北3条西6丁目 北海道建設部建設政策局建設管理課)
- (2) 入 札 日 時 令和3年8月19日(木)午後3時(送付による場合は、同月 18日(水)までに必着)

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道建設部建設政策局建設管理課のホームページ (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/index.htm) においてダウンロードすることができる。

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を 講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、 次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道建設部建設政策局建設管理課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5590
- 11 Summary
  - A Nature and quantity of the products to be procured: Lease of laptop computers
  - B Bid tendering date and time: 3:00 P.M., August 19, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than August 18, 2021)
  - C Contact : Construction Management Division, Bureau of Construction Policy, Department of Construction, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuoku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone: 011-204-5590

# 公 表

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を

公表する。

「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理 防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。

令和3年7月9日

北海道知事 鈴 木 直 道

水 系 名 河川名 閲

覧.

場

Ē

二級河川遠別川 遠別川 北海道留萌振興局留萌建設管理部用地管理室維持管理課及び遠別出張所

公

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第67条の2の規定により、北海

道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合から、令和2年度の決算について登載依頼があった。

令和3年7月9日

北海道知事 鈴 木 直 道

北 海 道 市 町 村 職 員 共 済 組 合 公 告 北海道市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和2年度決算の要旨を公告する。 令和3年6月23日

北海道市町村職員共済組合理事長 德 永 哲 雄

1 組合に属する地方公共団体等

| 市  | 町   | 村  | 一部事務組合等 | 合 計 |
|----|-----|----|---------|-----|
| 22 | 129 | 15 | 93      | 259 |

2 組合員数及び標準報酬の月額は、次のとおりである。

| 組合員の種         | 別  | 一般組合員(一般職) | 一般組合員(特別職) | 市町村長組合員 | 特定消防組合員 | 長期組合員   | 市町村長長期組合員 | 継続長期組合員 | 任意継続組合員 | 合 計     | 第3号厚生年金被保険者 |
|---------------|----|------------|------------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|-------------|
| 組合員数(人)       |    | 34,174     | 343        | 158     | 5,010   | 4       | 8         | 4       | 503     | 40,204  | 39,634      |
| 標準報酬の月額(百万円)  | 長期 | 12,247     | 204        | 102     | 1,786   | 2       | 5         | 2       | _       | 14,348  | 1.4.200     |
| 宗毕郑明(7月祖(日月白) | 短期 | 12,618     | 208        | 118     | 1,786   | 2       | 6         | _       | 174     | 14,912  | 14,308      |
| 一人当たり標準報酬の    | 長期 | 358,377    | 593,615    | 647,151 | 356,399 | 427,500 | 650,000   | 447,500 | _       | 361,384 | 360,984     |
| 月額(円)         | 短期 | 369,230    | 606,472    | 748,164 | 356,399 | 597,500 | 787,500   | _       | 345,526 | 370,954 | 300,964     |

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位:人)

| 経理単位 | 業 | 保保 | 健 | 宿 泊 | 貯 金 | 貸付 | 物資 | 計  |
|------|---|----|---|-----|-----|----|----|----|
| 人 員  | 4 | 1  | 8 | 11  | 7   | 3  | 1  | 70 |

- 4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。
- (1) 損益計算書の要旨

(単位:千円)

| X      |       | 分      | 短 期        | 厚生年金<br>保 険 | 退 職 等<br>年 金 | 経 過 的<br>長 期 |        | 経過的長期<br>預託金管理 | 業務      | 保健      | 宿 泊     | 貯 金       | 貸付     | 物資     |
|--------|-------|--------|------------|-------------|--------------|--------------|--------|----------------|---------|---------|---------|-----------|--------|--------|
| (<br>負 | 収 入担  | )<br>金 | 12,358,859 | 32,641,281  | 1,696,977    | 270,883      |        |                | 438,551 | 408,358 |         |           |        |        |
| 掛      |       | 金      | 12,585,208 |             | 1,696,959    |              |        |                |         | 398,757 |         |           |        |        |
| 組合     | 計員 保险 | 魚 料    |            | 20,651,416  |              |              |        |                |         |         |         |           |        |        |
| 施設     | 収入・商品 | 売上     |            |             |              |              |        |                |         |         | 393,201 |           |        |        |
| 連行     | 会交付   | 寸 金    |            |             |              |              |        |                | 158,755 |         |         |           | 734    |        |
| 利息     | 及び配   | 当 金    | 768        |             |              |              | 55,270 | 4,072          | 6,285   | 12,470  | 5,508   | 1,254,101 | 1      | 65     |
| 70     | り他の耳  | 又入     | 1,109,252  |             |              |              |        |                | 435     | 4,306   | 163,786 | 146,400   | 80,046 | 11,156 |

| 他経理から繰入金  |            |            |           |         |        |       | 81,894         |           | 500,000          |           |        |           |
|-----------|------------|------------|-----------|---------|--------|-------|----------------|-----------|------------------|-----------|--------|-----------|
| 前年度支払準備金  | 1,772,504  |            |           |         |        |       |                |           |                  |           |        |           |
| 前期損益修正益   |            |            |           |         |        |       |                |           |                  |           |        |           |
| 計         | 27,826,591 | 53,292,697 | 3,393,936 | 270,883 | 55,270 | 4,072 | 685,920        | 823,891   | 1,062,495        | 1,400,501 | 80,781 | 11,221    |
| (支出)      |            |            |           |         |        |       |                |           |                  |           |        |           |
| 給 付 金     | 10,721,556 |            |           |         |        |       |                |           |                  |           |        |           |
| 役 職 員 給 与 |            |            |           |         |        |       | 250,112        | 46,832    | 70,589           | 44,565    | 12,467 | 6,258     |
| 旅費 · 事務費  |            |            |           |         |        |       | 39,442         | 5,022     | 2,866            | 13,571    | 1,393  | 1,232     |
| 商 品 仕 入   |            |            |           |         |        |       |                |           | 8,921            |           |        |           |
| 飲食材料費     |            |            |           |         |        |       |                |           | 42,550           |           |        |           |
| 委 託 費     |            |            |           |         |        |       | 29,963         | 24,280    | 69,323           | 1,682     | 1,261  | 683       |
| 支 払 利 息   |            |            |           |         | 55,270 | 4,072 |                |           |                  | 1,176,072 | 55,268 |           |
| 連合会払込金    | 304,092    |            |           |         |        |       |                |           |                  |           |        |           |
| 老人保健拠出金   |            |            |           |         |        |       |                |           |                  |           |        |           |
| 退職者給付拠出金  | 170        |            |           |         |        |       |                |           |                  |           |        |           |
| 前期高齢者納付金  | 5,230,866  |            |           |         |        |       |                |           |                  |           |        |           |
| 後期高齢者支援金  | 5,082,162  |            |           |         |        |       |                |           |                  |           |        |           |
| 病床転換支援金   | 25         |            |           |         |        |       |                |           |                  |           |        |           |
| 介 護 納 付 金 | 2,678,003  |            |           |         |        |       |                |           |                  |           |        |           |
| 負担金払込金    |            | 32,641,281 | 1,696,977 | 270,883 |        |       |                |           |                  |           |        |           |
| 掛金払込金     |            |            | 1,696,959 |         |        |       |                |           |                  |           |        |           |
| 組合員保険料払込金 |            | 20,651,416 |           |         |        |       |                |           |                  |           |        |           |
| 事務費負担金払込金 |            |            |           |         |        |       | 194,911        |           |                  |           |        |           |
| 他経理への繰入金  | 81,894     |            |           |         |        |       |                | 400,000   |                  |           |        | 100,000   |
| その他支出     | 1,155,134  |            |           |         |        |       | 129,606        | 569,541   | 902,411          | 26,827    | 6,185  | 5,584     |
| 次年度支払準備金  | 1,668,417  |            |           |         |        |       |                |           |                  |           |        |           |
| 前期損益修正損   | 710        |            |           |         |        |       |                | 18,642    |                  |           |        |           |
| 計         | 26,923,029 | 53,292,697 | 3,393,936 | 270,883 | 55,270 | 4,072 | 644,034        | 1,064,317 | 1,096,660        | 1,262,717 | 76,574 | 113,757   |
| 差引当期利益    | 863,887    | 0          | 0         | 0       | 0      | 0     | A1 00 <i>c</i> | △ 940 49¢ | △ 241 <i>6</i> E | 127 70 4  | 4.207  | ↑ 102 E26 |
| (損失)金     | 39,675     | 0          | 0         | 0       | 0      | 0     | 41,886         | △ 240,426 | △ 34,165         | 137,784   | 4,207  | △ 102,536 |

※短期の差引当期利益(損失)金は上欄は短期分、下欄は介護に係る差引当期利益(損失)金である。

# (2) 貸借対照表の要旨

(単位:千円)

| 区 |   |   | 分 | 短 | 期 | 厚层保 | 生年金 | <b>:</b> | <b>等</b> 金 | 経長 | 過 | 的期 | 退職等年金<br>預託金管理 | 経過的長期<br>預託金管理 | 業 | 務 | 保 | 健 | 宿泊 | 貯 | 金 | 貸付 | 物 | 資 |
|---|---|---|---|---|---|-----|-----|----------|------------|----|---|----|----------------|----------------|---|---|---|---|----|---|---|----|---|---|
| ( | 資 | 産 | ) |   |   |     |     |          |            |    |   |    |                |                |   |   |   |   |    |   |   |    |   |   |

| 流  | 動  | 資   | 産  | 3,354,993 | 3,155,625 | 212,349 | 1,480 | 88,663    | 1,636     | 1,154,452 | 1,005,078 | 950,545   | 955,777    | 60,588    | 493,148 |
|----|----|-----|----|-----------|-----------|---------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|---------|
| 固  | 定  | 資   | 産  |           |           |         |       | 5,300,000 | 4,665,774 | 7,236     | 250       | 2,532,611 | 96,942,920 | 6,135,825 |         |
| 繰  | 延  | 資   | 産  |           |           |         |       |           |           | 12,565    | 10,220    |           |            | 8,050     | 4,025   |
|    | Ī  | †   |    | 3,354,993 | 3,155,625 | 212,349 | 1,480 | 5,388,663 | 4,667,410 | 1,174,253 | 1,015,548 | 3,483,156 | 97,898,697 | 6,204,463 | 497,173 |
| (  | 負  | 債   | )  |           |           |         |       |           |           |           |           |           |            |           |         |
| 流  | 動  | 負   | 債  | 48,660    | 3,155,625 | 212,349 | 1,480 |           |           | 21,712    | 53,187    | 44,755    | 89,843,758 | 264       | 1,472   |
| 固  | 定  | 負   | 債  | 1,668,417 |           |         |       | 5,388,663 | 4,667,410 | 323,165   | 73,977    | 126,697   | 69,617     | 5,364,359 | 22,130  |
| 剰分 | 金叉 | は欠打 | 員金 | 1,637,916 |           |         |       |           |           | 829,376   | 888,384   | 3,311,704 | 7,985,322  | 839,840   | 473,571 |
|    | Ī  | †   |    | 3,354,993 | 3,155,625 | 212,349 | 1,480 | 5,388,663 | 4,667,410 | 1,174,253 | 1,015,548 | 3,483,156 | 97,898,697 | 6,204,463 | 497,173 |

北海道都市職員共済組合公告

北海道都市職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和2年度決算の要旨を公告する。 令和3年6月16日

北海道都市職員共済組合理事長 西 川 将 人

# 1 組合に属する地方公共団体等

| 市  | 一部事務組合等 | 合 計 |
|----|---------|-----|
| 12 | 8       | 20  |

2 組合員数及び標準報酬月額は、次のとおりである。

| 組合員の種別          |    | 一般組合員   | 市長組合員   | 特定消防組合員 | 長期組合員   | 継続長期組合員 | 任意継続組合員 | 合 計     | 第三号厚生年金被保険者 |
|-----------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|
| 組合員数(人)         |    | 14,448  | 12      | 1,891   | 3       | 12      | 201     | 16,567  | 16,342      |
| 標準報酬月額(百万円)     | 長期 | 5,387   | 8       | 686     | 1       | 4       |         | 6,086   | 6,075       |
| 保华和阿万镇(日万万)     | 短期 | 5,621   | 10      | 686     | 2       |         | 63      | 6,382   |             |
| 1人当たり標準報酬月額(円)  | 長期 | 372,868 | 632,500 | 362,501 | 483,333 | 322,500 |         | 371,844 | 371,730     |
| 1 八ヨたり標準報酬月額(円) | 短期 | 389,058 | 855,833 | 362,501 | 730,000 |         | 311,592 | 385,484 |             |

(単位:人)

3 組合職員の数は、次のとおりである。

| 経 理 | 単 位 | 業務 | 保健 | 宿 泊 | 貯 金 | 貸 付 | 計  |
|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 人   | 員   | 19 | 8  | 9   | 8   | 0   | 44 |

- 4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。
- (1) 損益計算書の要旨

(単位:千円)

| 区  |       | 分   | 短        | 厚生年金保保      |   | 退 職 等<br>年 金 | 経長 | 過     | 的期  | 退職等年金<br>預託金管理 | 経過的長期<br>預託金管理 | 業務     | 务( | 保 健     | 宿 泊    | 貯 金     | 貸付  | 財 | 形 |
|----|-------|-----|----------|-------------|---|--------------|----|-------|-----|----------------|----------------|--------|----|---------|--------|---------|-----|---|---|
| (  | 収 入   | )   |          |             |   |              |    |       |     |                |                |        |    |         |        |         |     |   |   |
| 負  | 担     | 金   | 5,402,89 | 3 13,762,91 | 1 | 706,811      |    | 110,8 | 385 |                |                | 183,76 | 4  | 288,842 |        |         |     |   |   |
| 掛  |       | 金   | 5,242,75 | 0 8,610,09  | 1 | 706,811      |    |       |     |                |                |        |    | 284,746 |        |         |     |   |   |
| 施設 | 収入・商品 | 売上  |          |             |   |              |    |       |     |                |                |        |    |         | 95,929 |         |     |   |   |
| 連台 | 会交 伝  | 士 金 |          |             |   |              |    |       |     |                |                | 69,31  | 3  |         |        |         | 210 |   |   |
| 利息 | 及び配当  | 当金  | 4        | 3           |   |              |    |       |     | 22,606         | 46,400         | 8,75   | 4  | 4,518   | 23,279 | 662,458 | 1   |   | 1 |

|                  |            |            |           |         |        | i.     |         |          | ,        |          |        |   |
|------------------|------------|------------|-----------|---------|--------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---|
| その他収入            | 925,843    |            |           |         |        |        | 410     |          | 109,390  |          | 29,140 |   |
| 他経理から繰入金         |            |            |           |         |        |        | 34,182  |          | 230,000  |          |        |   |
| 前年度支払準備金         | 759,396    |            |           |         |        |        |         |          |          |          |        |   |
| 計                | 12,330,905 | 22,373,002 | 1,413,622 | 110,885 | 22,606 | 46,400 | 296,423 | 578,106  | 458,598  | 662,458  | 29,351 | 1 |
| ( 支 出 )<br>給 付 金 | 4,767,062  |            |           |         |        |        |         |          |          |          |        |   |
| 役 職 員 給 与        |            |            |           |         |        |        | 138,219 | 58,863   | 61,589   | 53,676   |        |   |
| 旅費・事務費           |            |            |           |         |        |        | 24,735  | 3,352    | 379      | 1,388    | 538    |   |
| 商 品 仕 入          |            |            |           |         |        |        |         |          | 1,166    |          |        |   |
| 飲食材料費            |            |            |           |         |        |        |         |          | 12,543   |          |        |   |
| 委 託 費            |            |            |           |         |        |        | 3,238   | 8,890    | 506      | 3,508    |        |   |
| 支 払 利 息          |            |            |           |         | 22,606 | 46,400 |         |          |          | 597,596  | 22,606 |   |
| 連合会払込金           | 127,540    |            |           |         |        |        |         |          |          |          | 357    |   |
| 老人保健拠出金          |            |            |           |         |        |        |         |          |          |          |        |   |
| 退職者給付拠出金         | 71         |            |           |         |        |        |         |          |          |          |        |   |
| 前期高齢者納付金         | 3,162,798  |            |           |         |        |        |         |          |          |          |        |   |
| 後期高齢者支援金         | 2,086,291  |            |           |         |        |        |         |          |          |          |        |   |
| 介 護 納 付 金        | 1,066,177  |            |           |         |        |        |         |          |          |          |        |   |
| 負担金払込金           |            | 13,762,911 | 706,811   | 110,885 |        |        |         |          |          |          |        |   |
| 掛金払込金            |            | 8,610,091  | 706,811   |         |        |        |         |          |          |          |        |   |
| 事務費負担金払込金        |            |            |           |         |        |        | 81,534  |          |          |          |        |   |
| 他経理へ繰入金          | 34,182     |            |           |         |        |        |         | 230,000  |          |          |        |   |
| その他の支出           | 539,837    |            |           |         |        |        | 53,838  | 348,333  | 393,440  | 29,817   | 4,310  |   |
| 次年度支払準備金         | 736,639    |            |           |         |        |        |         |          |          |          |        |   |
| 計                | 12,520,597 | 22,373,002 | 1,413,622 | 110,885 | 22,606 | 46,400 | 301,564 | 649,438  | 469,623  | 685,985  | 27,811 | 0 |
| 差引当期利益金          | △ 189,692  | 0          | 0         | 0       | 0      | 0      | △ 5,141 | △ 71,332 | △ 11,025 | △ 23,527 | 1,540  | 1 |

(2) 貸借対照表の要旨

| 区 |   |   | 分 | 短 期       | 厚生年金<br>保 険 | 退 職 等<br>年 金 | 経過的長期 | 退職等年金<br>預託金管理 | 経過的長期<br>預託金管理 |         | 保健      | 宿 泊       | 貯 金        | 貸付        | 財形    |
|---|---|---|---|-----------|-------------|--------------|-------|----------------|----------------|---------|---------|-----------|------------|-----------|-------|
| ( | 資 | 産 | ) |           |             |              |       |                |                |         |         |           |            |           |       |
| 流 | 動 | 資 | 産 | 1,682,679 | 1,336,689   | 89,847       | 628   | 68,795         | 123,284        | 529,699 | 501,760 | 415,577   | 5,261,887  | 122,611   | 9,890 |
| 固 | 定 | 資 | 産 |           |             |              |       | 2,174,928      | 4,021,516      | 1,678   | 1,585   | 1,597,890 | 47,075,714 | 2,174,928 |       |
| 欠 | 扌 | 員 | 金 |           |             |              |       |                |                |         |         |           |            |           |       |
|   | 計 |   |   | 1,682,679 | 1,336,689   | 89,847       | 628   | 2,243,723      | 4,144,800      | 531,377 | 503,345 | 2,013,467 | 52,337,601 | 2,297,539 | 9,890 |
| ( | 負 | 債 | ) |           |             |              |       |                |                |         |         |           |            |           |       |

| ď | 巟 | 動 | 負 | 債 | 541,673   | 1,336,689 | 89,847 | 628 |           |           | 9,694   | 23,137  | 19,119    | 48,277,622 | 15        |       |
|---|---|---|---|---|-----------|-----------|--------|-----|-----------|-----------|---------|---------|-----------|------------|-----------|-------|
| Ī | 古 | 定 | 負 | 債 | 736,639   |           |        |     | 2,243,723 | 4,144,800 | 118,254 | 59,038  | 143,699   | 80,336     | 2,246,915 |       |
| 乗 | 鯏 | 弁 | Š | 金 | 404,367   |           |        |     |           |           | 403,429 | 421,170 | 1,850,649 | 3,979,643  | 50,609    | 9,890 |
|   |   | 言 | † |   | 1,682,679 | 1,336,689 | 89,847 | 628 | 2,243,723 | 4,144,800 | 531,377 | 503,345 | 2,013,467 | 52,337,601 | 2,297,539 | 9,890 |

## 総合振興局告示及び振興局告示

#### 北海道後志総合振興局告示第5号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和3年7月9日

北海道後志総合振興局長 天 沼 宇 雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
  - ア ロータリ除雪車 (2.2m/2,300 t 級) 1台(交換契約によりロータリ除雪車 (2.2m/2,300 t 級) 1台を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台を契約の相手 方から調達する。)
  - イ 除雪トラック (10 t 級 6×6専用型) 1台
  - ウ ロータリ除雪車 (2.2m/2,300 t 級) 1台 アからウまでについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 令和4年3月23日(水)
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る納入(製造)実績があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備さ

れていることを証明した者であること。

- (7) 納入地区において、当該調達をする物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
- (8) この入札に参加を希望する者が、商法 (明治32年法律第48号) 第27条又は会社法 (平成17年法律第86号) 第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和3年7月9日(金)から同年8月6日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな ければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設 管理部3階大会議室(送付による場合は、郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管 理部建設行政室建設行政課)
- (2) 入 札 日 時 令和3年8月20日(金)午後3時30分(送付による場合は、 同月19日(木)までに必着)

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る 返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量300グラムに見合 う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、 契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道後志総合振興局小樽建設管理部のホームページ (http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/) においてダウンロードすることができる。

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を 講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(7)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (2) 所 在 地 郵便番号 047-8639 小樟市奥沢 1 丁目21番 1 号
- (3) 電 話 番 号 0134-25-2143
- 11 Summary
  - A Nature and quantity of the products to be procured:
    - a Rotary Snowplow (length 2.2 meters / 2,300 tons class) Quantity 1
    - b Snow Removal Truck (10 tons class, 6×6) Quantity 1
    - c Rotary Snowplow (length 2.2 meters / 2,300 tons class) Quantity 1
  - B Bid tendering date and time: 3:30 P.M., August 20, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than August 19, 2021)
  - C Contact: Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Otaru Department of Public Works Management, Shiribeshi General

Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Okusawa 1-chome 21-1, Otaru, Hokkaido 047-8639 Japan

Phone: 0134-25-2143

#### 北海道胆振総合振興局告示第70号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和3年7月9日

北海道胆振総合振興局長 谷 内 浩 史

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 除雪トラック(10 t 級 6 × 6 専用) 1 台

イ 除雪トラック  $(7 t 級 4 \times 4$  専用) 1台 (交換契約により除雪トラック (7 t 級 4 × 4 専用) 1台を契約の相手方に供し、除雪トラック 1台を契約の相手方から調達する。)

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 限 令和4年3月31日(木)
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていること。
- (5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入(製造)実績があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達をする物品に関し、即日対応が可能であるアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において当該調達をする物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であることを証明した者であること。
- (8) この入札に参加を希望する者が、商法 (明治32年法律第48号) 第27条又は会社法 (平成17年法律第86号) 第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者

であること。

- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和3年7月9日(金)から同月26日(月)まで(日曜日、 土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろら ん広域センタービル3階

北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
- 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3 階北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部会議室1(送付による 場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課)
- (2) 入 札 日 時 令和3年8月18日 (水) 午後1時30分(送付による場合は、 同月17日 (火)までに必着)
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量120グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール(アドレス:murorandoboku.somu**1**@pref.hokkaido.lg.jp)で申し込むこと。

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を 講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、 次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろら ん広域センタービル3階
- (3) 電 話 番 号 0143-24-9857
- 11 Summary
  - A Nature and quantity of the products to be procured:
    - a Snow Removing Truck (10 tons class, 6×6) Quantity 1
  - b Snow Removing Truck (7 tons class,  $4 \times 4$ ) Quantity 1
  - B Bid tendering date and time: 1:30 P.M., August 18, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than August 17, 2021)
  - C Contact: Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Muroran Department of Public Works Management, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan

Phone: 0143-24-9857

# 道教育庁教育局告示

## 北海道教育庁上川教育局告示第51号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和3年7月9日

北海道教育庁上川教育局長 河 野 秀 平

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 上川管内道立学校タブレット端末(クロームブックA地区) 一式 58台分イ 上川管内道立学校タブレット端末(クロームブックB地区) 一式 63台分ア及びイについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 令和4年3月31日(木)
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

に規定する休日を除く。) の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな ければならない。

- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山 6条19丁目 1番 1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎3階入札室 (送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19 丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室)
- (2) 入 札 日 時

ア 1の(1)ア 令和3年8月4日(水)午前10時

イ 1の(1)イ 同日 午前10時15分

(ア及びイについて、送付による場合は、同月3日(火)午後4時までに必着とする。)

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

- 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 令和3年6月4日付け北海道教育庁上川教育局告示第44号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ(http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujyouhou.htm) においてダウンロードすることができる。

- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
  - 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を 講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号
- (3) 電 話 番 号 0166-46-5862
- 12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured:
  - a Tablet Personal Computer of Chromebook at Kamikawa A area 58 sets
  - b Tablet Personal Computer of Chromebook at Kamikawa B area 63 sets
- B Bid tendering date and time:
  - a 10:00 A.M., August 4, 2021
  - b 10:15 A.M., August 4, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 4:00 P.M., August 3, 2021)

C Contact: Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan

Phone: 0166-46-5862

#### 北海道教育庁上川教育局告示第52号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和3年7月9日

北海道教育庁上川教育局長 河 野 秀 平

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 上川管内道立学校タブレット端末 (iPad A地区) 一式 141台分

- イ 上川管内道立学校タブレット端末 (iPad B地区) 一式 15台分
- ウ 上川管内道立学校タブレット端末(iPad C地区) 一式 15台分 アからウまでについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 令和4年3月31日(木)
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、事前に型番等を明らかにした者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備

されていることを証明した者であること。

- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

r 申 請 の 時 期  $\phi$ 和 3年 7月 9日 (金) から同月 28日 (水) まで(日曜日、 土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23年法律第 178号)

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな ければならない。

に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎3階入札室 (送付による場合は、郵便番号079-8612 旭川市永山6条19 丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室)
- (2) 入 札 日 時

ア 1の(1)のア 令和3年8月4日(水)午前10時30分

イ 1の(1)のイ 同日

午前10時45分

ウ 1の(1)のウ 同日

午前11時

(アからウまでについて、送付による場合は、同月3日(火)午後4時までに必着とする。)

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

- 7 一連の調達契約に関する事項
  - この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 令和3年6月4日付け北海道教育庁上川教育局告示第44号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ(http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujyouhou.htm) においてダウンロードすることができる。

- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を 講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号

(3) 電 話 番 号 0166-46-5862

#### 12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured:
  - a Tablet Personal Computer of iPad at Kamikawa A area 141 sets
- b Tablet Personal Computer of iPad at Kamikawa B area 15 sets
- c Tablet Personal Computer of iPad at Kamikawa C area 15 sets
- B Bid tendering date and time:
  - a 10:30 A.M., August 4, 2021
  - b 10:45 A.M., August 4, 2021
  - c 11:00 A.M., August 4, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 4:00 P.M., August 3, 2021)

C Contact: Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan

Phone: 0166-46-5862

## 北海道教育庁上川教育局告示第53号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和3年7月9日

北海道教育庁上川教育局長 河 野 秀 平

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 北海道東川養護学校校務用パーソナルコンピュータ 一式 1台分
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 令和4年3月31日(木)
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、事前に型番等を明らかにした者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和3年7月9日(金)から同年8月10日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな ければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山 6条19丁目 1番 1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎3階入札室

(送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19 丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室)

- (2) 入 札 日 時 令和3年8月20日(金)午前10時(送付による場合は、同月 19日(木)午後4時までに必着)
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告 の予定時期

- (1) 名 称 及 び 数 量 校務用パーソナルコンピュータ 一式 70台分
- (2) 予 定 時 期 令和3年7月下旬頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ(http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujyouhou.htm) においてダウンロードすることができる。

- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を 講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号
- (3) 電 話 番 号 0166-46-5862
- 12 Summary
  - A Nature and quantity of the products to be procured: Personal Computer of Hokkaido Higashikawa special education school 1 set

- B Bid tendering date and time: 10:00 A.M., August 20, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than 4:00 P.M., August 19, 2021)
- C Contact: Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan

Phone: 0166-46-5862